

東京にしごう会会則

(名称)

第1条 この会は、東京にしごう会（以下「会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40番地、西郷村役場に置く。

(目的)

第3条 この会は、会員相互の親睦と西郷村の発展を応援することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦及び情報交換等のための事業
- (2) 会員と西郷村との間における情報交換等のための事業
- (3) その他、会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 この会は、第3条に規定する会の目的に賛同する個人及び法人をもって会員とする。

(総会)

第6条 この会は、毎年10月から12月までの間に年1回総会を開くものとする。

2 総会には次の事項を諮るものとする。

- (1) 会の規約に関すること。
- (2) 役員に関すること。
- (3) 当該会計年度における事業計画及び予算に関すること。
- (4) 前会計年度における事業及び決算の報告に関すること。
- (5) その他必要と認めること。

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(役員)

第7条 この会に次の役員を置き、任期は総会の翌日から次の総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 監事 2名

2 会長は、会を総理し、及び代表し、会議においては議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 理事は、会務を遂行する。

5 監事は、会計の監査を行う。

6 役員会は、第1項第1号から第3号までに掲げる者をもって構成し、必要と認めるときに会長が招集する。

(顧問)

第8条 この会に必要な応じ顧問を置き、会の運営等に助言を行うものとする。

2 顧問の任期は定めないが総会で報告するものとする。

(会計)

第9条 この会の経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は、個人会員にあつては1人につき年2,000円、法人会員にあつては年5,000円とし、振込み又は現金により納入するものとする。ただし、個人会員で同一世帯に属する者が複数で加入する場合は、1世帯で2,000円として扱うものとする。

3 会費は、総会の日を基準日として徴収し、中途の加入者からは徴収しないものとする。

4 第2項に規定する振込みの場合において振込手数料は、会の負担とすることができる。

5 会で親睦会その他の行事を行う場合は、第2項に規定する会費の外に必要な費用を徴収することができる。

6 この会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日をもって終わる。

(事務局)

第10条 この会に事務局を置き、理事又は西郷村職員をもって充てる。

2 事務局長は、会の事務を処理し、事務局長が指名する者に会計事務を処理させるものとする。

3 第1項の規定において理事が事務局長を兼ねる場合は、予算の範囲内で報酬を支給できるものとする。

(設立年月日)

第11条 この会の設立は、平成26年11月1日とする。

(委任)

第12条 この会則に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成26年11月1日から施行する。

2 第7条の規定にかかわらず、最初の役員の任期は、平成26年11月1日から平成27年に行う総会の日までとする。

3 第8条第6項の規定にかかわらず、最初の会計年度は、設立準備期間を含めて平成26年7月1日から平成27年9月30日までとする。

会則改正（平成28年11月13日）

年会費改正（個人5,000円→2,000円、法人10,000→5,000円）

会則改正（平成29年11月12日）

条繰下げで第8条の顧問を追加